

広陵町地域公共交通計画の改定について

事業目的

当町では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の改正に対応する形で、令和4年度からを計画期間とする「広陵町地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）」を策定しました。交通計画は、将来像の実現や課題に対応した地域公共交通ネットワークを構築するものであり、当町における公共交通施策のマスタープランとなるものです。この交通計画における事業の基本方針に基づき、確実な事業の実施、公共交通体系の維持・向上及び利用ニーズに沿った運行を行っていくため、「広陵町地域公共交通利便増進計画（以下「利便増進計画」という。）」を令和5年に策定しました。

現行の交通計画及び利便増進計画につきましては、令和8年度で計画期間終了となることから、今後も持続可能な公共交通ネットワークを構築するため、多様で高度化する住民ニーズ及び社会動向に合致した公共交通のあり方を検討していくため、現在の町の地域分析を行った上で計画的に課題解決をしていく施策を設定する必要があることから、令和8年度に交通計画、令和9年度に利便増進計画を改定することとします。

事業内容（案）

1 町民アンケート調査

- ・ 現行交通計画の最終評価・分析
- ・ 公共交通機関の利用状況、のるーと広陵元気号や住民が運転手となる公共ライドシェアに対する意向等の調査

2 町民ワークショップ

- ・ 町民意見を収集し、住民ニーズに適合したUI/UXに考慮した今後のサービス設計を検討

3 公共交通利用者及び町内企業へのヒアリング調査

- ・ 交通施策の定性評価のため現行利用者へのヒアリング
- ・ 箸尾工業団地、奈良交通路線バスの沿線企業へのヒアリング

4 既存交通事業者へのヒアリング

- ・ サービス提供側の意見収集のため交通事業者等へのヒアリング

5 基本方針・交通計画（素案）策定

- ・ 上記業務を取りまとめの上、基本方針を定め、令和9年度から令和13年度までの5年間を計画期間とする交通計画（素案）を策定
- ・ 計画素案の完成後、パブリックコメントを実施

なお、本事業につきましては、以下の補助金を活用することとしております。

- ・ 地域公共交通アップデート化推進事業（国庫補助金） 申請額 5,000,000 円
- ・ 公共交通基本計画推進支援事業（奈良県補助金） 申請額 3,000,000 円